

# 訴 状

収 入  
印 紙

(13,000 円)

令和5年6月9日

札幌地方裁判所民事部 御中  
〒 059-1501  
北海道勇払郡安平町早来大町141番地-47

原 告 吉岡 政昭 印

電 話 0145-22-2419  
FAX 0145-22-2419

(送達場所)

〒 059-1501  
北海道勇払郡安平町早来大町95番地 安平町役場 総合庁舎

被告 安平町長

及川 秀一郎

請求事件

訴訟物の価格 ———— 円 (算定不能)  
貼用印紙額 13,000 円

## 第1 請求の趣旨

(1) 被告は、学校法人リズム学園に対し、374万円の支払いを請求せよ。

《安平町は、「はやきたこども園」(認定こども園)の床増張替え工事において、令和4年9月30日、費用3,740,000円全額を町費により支出処理した。

**しかし、この支出は、安平町とリズム学園が結んだ「公私連携幼保連携型認定こども園の設置運営に関する基本協定書」《甲第1号証》に基づくものではなく、明らかに「違法又は不当な支出」に当たる。》**

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

《町長は、リズム学園に対し同額の修繕費の請求を求めるとともに町が負担し損失を被った税金374万円の補填のための「適切な対応」を求める。》

## 第2 請求の原因

### 1, 基本協定書の「条文理解」の誤り

第6条1項（3）

貸し付けた土地及び①建物の維持管理に関する経費は、②乙の負担とする。ただし、③共有部分にかかる経費及び④大規模な改築や改修の等の⑤経費負担は、甲乙協議の上定める。

《基本協定書の条文》

#### 《1》「基本協定書」の第6条（3）の解説

「基本協定書」の第6条（3）の要点は以下の通りとなる。

- ①、安平町とリズム学園（恵庭市）との間で結ばれた「基本協定書」の第6条（3）には、「維持管理」に関する専用部分の経費は、乙（リズム学園）の負担とするとあります。  
(建物の維持管理には、修繕・改修が含まれる。)
- ②、基本協定書の第6条（3）には、「但し書き」があり、そこには「共有部分と大規模な改築や改修等の経費負担は甲乙協議の上、定める」となっているが、今般の「こども園の床増張り工事」の場所は、専ら同施設の「専用部分」であり、共有部分ではなかった。
- ③、因みに、**共有部分**とは、安平町が行う事業（児童センター）とリズム学園が行う事業（認定こども園）の活動の中で、建物の床部分などの利用が重複するエリアで、共同で管理運営しているスペースのことです。例えば、風除室・機械室・静養室・物入れ・トイレ・階段ホール等、他があります。以上、設計会社の各部屋求積図・面積表（**甲第2号証**）つまり、認定こども園と児童センターの「利用において共有する部分」のことです。しかし、すでに述べたように、「床増張り工事」が行われたのは、こども園の「専用部分」であり、児童センターとの「共通部分」では**ありません**ので、工事場所における「**負担の区分**」判断においては、**専ら「リズム学園側」のものであり、「甲乙協議」の対象にはなりません**。従って、条例解釈上は、自動的にリズム学園サイドの負担、責任となるものです。  
**ただし**、今般の工事規模が「大規模な改築や改修の等」に相当するか否かが、**最大の論点となり、その場合の経費負担は、甲乙協議の上定める**ことになるとなりました。【大規模】の判定により、【経費負担】が**甲乙協議の対象となり、工事費分担の可能性が生まれる**というのが、【基本協定書】の建て付けなのです。

#### ④、「大規模な改築や改修」の「大規模」とは？

協定書では、「大規模な改築や改修等」の場合は、「甲乙協議による経費負担」となっていますが、ここで問題になるのは、「大規模」の「定義」です。ところが、安平町とリズム学園との協定書には、将来、問題となることが十分予想されるはずの肝心の「大規模」の定義がなされておられません。その為、後述するような「ご都合主義でいい加減な修理費負担」の現実が生まれているのです。

#### ⑤、建築基準法に定める「大規模」とは？

その意味では、現協定書は、明らかに「重大な欠陥を持った協定書」と言えます。こうした場合、私達は、建築基準法に示してある「大規模の定義」を重要な判断基準とすることも選択肢の一つになります。

建築基準法で言う「大規模」とは「建築物の主要構造部《防火上重要とされる部分》の・・・過半（50%を超える）の修繕」と定めています。

主要構造部とは、「壁や柱、床、張り、屋根、階段」などを指しますので、「床の修理（修繕）」は「主要構造部の修理（修繕）」となります。

つまり、この度の床の修理が、「構造部と広さ」において「大規模に当たるか否か」の判断が求められているのです。

#### ⑥、床増張り替え面積は、**約31.57%**となる。計算してみましょう。

次に、面積の検討となりますが、今回の1階の専用部分の面積は、「各部屋求積図・面積図」に従った担当専門家の計算では、912.28㎡となっております。

他方、修理の総面積は、「入札による公表資料」（甲第3号証）によれば、288㎡です。

従って、修理面積は、主要構造部（1階床）の約31.57%となり、建築基準法で定義されている「過半の修繕」（修繕面積が50%を超える）に達していません。

つまり、この度の床の修理は、「大規模な改築や改修等」に該当しないのです。従って、安平町とリズム学園の「工事費の負担割合を決める協議の対象にはならない」のです。

#### ⑦、「大規模」の検討の結果はどうなるのか。

床の修理の規模は、大規模でないので、「協議不要」となります。故に、この度のリズム学園の床の修理代の負担は、基本協定第6条（3）によって、全額「リズム学園の負担」となるべきものとなります。

## 2, **砂上の楼閣の「理屈」で、無理矢理、【町負担】にさせる発想。**

- ① **矛盾した内容を書き連ねた理解不能な「監査結果書」。**(甲第4号証)  
「協議の記録の存在について、教育委員会から2度にわたる聴取を行い記録が存在しないことを確認した。」と書かれた同一文書の13行目後には、「・・・今後は記録に残し保存すると回答していることを考慮し教育委員会とリズム学園の間において十分に協議してきたものと判断した」とあります。

「2度にわたる聴取を行い記録が存在しないことを確認した」とした上で、「協議したとは言い切れない」と判断したにもかかわらず、それが、「反省をしております」「今後、保存を約束した」ので、「十分に協議してきたものと判断した。」との説明は奇妙奇天烈。過去の事実が、「現在の反省と未来の約束」から、消滅するという。魔術師のような説明には、到底、納得できません。

- ②協定書にある「**甲乙協議**」の前に、実は、**【大規模か否か】の【検討・判断】**が必要なのです。その上で、費用分担の**【協議】**が始まる、**のではないのでしょうか？**

その肝心なところの教育委員会の記録や報告が**回答書にない**のです。

- ③**【責任の所在の根拠】**は、**他ならぬ【基本協定書】**にあります。

【監査結果書】には、「基本協定のみを判断の根拠とせず、子どもが安心して安全に生活できる環境を速やかに整える責任の所在を根拠」に「**町が全額負担したことは問題はない**」との教育委員会の見解を紹介していますが、監査ではその主張の非論理性を指摘していない。そもそもの考え方の基本は、床の損傷の場所と広さが、基本協定によれば、町側の負担なのか、リズム学園側の負担なのか、協議によって、その判断が求められているのです。工事の開始の時期は別にしても、最終的に**【修理費負担】**は、どちらが負担するのか、両者分担になるのか、などを決定する作業は最後まで残るのです。

- ④**床の「損傷」の全てを、町立時代の保育園の責任にするのですか？**

「監査結果書」には、教育委員会の見解として「床の劣化はリズム学園側に瑕疵があるものではないので、基本協定書のみを判断の根拠とせず」と、「床の劣化(損傷)の責任は、リズム学園側にはない」と明言したのです。つまり、**【床の損傷の責任】**は、**町立【はやきたこども園】時代**にあると認識をした事は重大です。

《因みに、文章的に**【瑕疵】**の使い方が間違っていないですか？)

- ⑤「町立はやきたこども園」と「公私連携はやきたこども園」の利用状況。同じ建物が、【町立】から「公私連携」に移行した。

町立「はやきたこども園」(総工費4億9,200万円で建設)  
2,010年(H22年4月)から  
2,016年(H28年3月)まで。  
(保育園80~85人・幼稚園35~50名)

公私連携「はやきたこども園」2,016年(H28年4月)から  
(許可定員150名)  
(床修繕工事6月実施) 2,022年(R4年6月)

町立「はやきたこども園」の利用期間・・・6年間の運営  
公私連携「はやきたこども園」の利用期間・・・6年3か月運営。

**(大きな疑問)**

こうした利用期間を考えたとき、「床の劣化(損傷)はリズム学園側になく、専ら、町立時代の保育園のものだ」とする論理には飛躍があり客観性に欠け、本筋でない意図を感じると言わざるを得ない。

- ⑥児童館の協定書(甲第5号証)の規則が優先された牽強付会な答弁が横行。こども園の協定書の文言は、どこに飛んだ？

なぜ、町長以下、教育委員会の幹部は、認定こども園の協定書ではなく、となりの「児童センター」の協定書を援用するのか。協定書無視ではないか。以下、町長、教育次長、教育委員会主査の発言です。

主査「・・・その3万円という明確な数字は、認定こども園公私連携協定の中には存在しません。ただ一方で、児童会館の指定管理の協定の中に一応3万円という基準がありますのでそちらを参酌して公私連携協定の方でも適用、運用させて頂いているのが現状です。」(R3.3.1 総務常任委員会議事録)  
(甲第6号証)

教育次長「こども園の協定書の方には、3万円未満・3万円を超えるなどとは書いておりません。ただ、「協議の上、定める」ということで、一つの目安としたような運用面のところです。(R3. 3月議会議事録)(甲第7号証)

町長「・・・ここで言っているのは、②大規模な改修とか改善、・・・改築工事については、全てリズム学園に経費負担をさせるというのではなく、協議して決めていく。そこが協議だ。その目安が④3万だと言うことだ。」(R3. 3月議会議事録)

## 証拠方法（証拠説明書の通り）

甲第1号証	安平町とリズム学園の「基本協定書】
甲第2号証	設計会社の各部屋求積図・面積表
甲第3号証	「入札による公表資料」（
甲第4号証	「監査結果書」。
甲第5号証	児童館の協定書
甲第6号証	総務常任委員会議事録（R3.3.1）
甲第7号証	R3. 3月議会議事録

## 附属書類

1, 訴状	1通	
1, 訴状副本	2通	
2, 甲第1号証から甲第7号まで（写し）		各2通